（配信用設備等の報告を要する重大な事故）

第十四条の十二　法第二十条の三第四項の総務省令で定める重大な事故は、配信用設備に起因して当該配信用設備を用いて行われる配信（国際放送及び協会国際衛星放送の番組に係る配信を除く。）の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該配信の停止時間が二時間以上のものとする。

（配信の品質制限措置）

第十四条の十三　［略］

一　試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置

［二　略］

［2　略］

（実施基準の記載事項）

第十四条の十四　［略］

（実施基準の認可申請）

第十四条の十五　［略］

（実施計画の記載事項等）

第十四条の十六　［略］

（国際放送等の開始の届出）

第十六条　［略］

2　法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の三の様式の届出書により行うものとする。

［3・4　略］

（区分経理の方法）

第三十二条　［略］

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

［一・二　略］

［3～5　略］

6　前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の十六第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

［7　略］

［新設］

（配信の品質制限措置）

第十四条の二　［同上］

一　試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置

［二　同上］

［2　同上］

（実施基準の記載事項）

第十四条の三　［同上］

（実施基準の認可申請）

第十四条の四　［同上］

（実施計画の記載事項等）

第十四条の五　［同上］

（国際放送等の開始の届出）

第十六条　［同上］

2　法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の様式の届出書により行うものとする。

［3・4　同上］

（区分経理の方法）

第三十二条　［同上］

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

［一・二　同上］

［3～5　同上］

6　前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の五第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

［7　同上］